



|              |                                                                                     |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| Title        | 北宋政權樹立考：主に建国時の禁軍改編を中心として                                                            |
| Author(s)    | 温水, 三男                                                                              |
| Citation     | 待兼山論叢. 史学篇. 1972, 5, p. 45-69                                                       |
| Version Type | VoR                                                                                 |
| URL          | <a href="https://hdl.handle.net/11094/47974">https://hdl.handle.net/11094/47974</a> |
| rights       |                                                                                     |
| Note         |                                                                                     |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 北宋政權樹立考

——主に建国時の禁軍改編を中心として——

温 水 三 男

## 緒 言

五代諸王朝の各君主は、その政權の主柱に禁軍を擁し、その禁軍を掌握するため君主による一元的支配の貫徹に全力を傾注した。しかし、それらの諸政權が極めて短期間しか維持できなかったのは、新たに誕生した王朝に既にその顛覆に直結する素因が内包されていたからである。それは、禁軍に対する多元的な指揮系統である。このため各王朝は、禁軍の屯駐を後楯として諸藩鎮のもつ財政や行政の支配を削除吸収して逐次中央集權政策を推進しながらも、実に不安定であり、且つ短命なものであった。ところで、北宋政權といえどもその建国は、このような軍隊の篡奪によりながら、そのわずか一年半の後には、五代各政權の維持強化にとって最大の桎梏、つまりその顛覆の直接の要因であった禁軍指揮權の構成者——宋朝の場合には後周の軍師——を、酒宴の席上において悉く握兵機関の長官から追放したのである。これが、太祖の所謂「杯酒釈兵權」<sup>2)</sup>という事件である。従って、五代の各王朝とは著しく異なるであろう。

趙宋政權樹立の過程、つまり「杯酒釈兵權」までの特殊性を抽出することが、就中、内憂外患を以て登場した趙宋が形成した君主独裁専制下の官僚支配体制の具体的様態を究明する關鍵となるものと思われる。即ち、禁軍に対する唯一の独裁的支配権の確立が、宋朝国家の形成を飛躍的に進行させたものと推測されるからである。

さて従来にも、堀敏一氏や菊地英夫氏等<sup>3)</sup>によって、北宋の禁軍機構と五代のそれとの関連について詳細な研究がなされている。しかし、それらは軍制上の問題に重点が置かれており、北宋政權が後周禁軍から樹立された要因に関しては十分論述されていない。本稿は、その点について、より詳細な考察を加えようとするものである。諸先学の叱正を乞う次第である。

## 一 後周禁軍の制度的確立

宋朝政權は、後周禁軍の篡奪によって創業されたものであるから、その創業の成否は後周禁軍の帰趨に求めることが穩当である。そのためには、まず後周禁軍の制度的確立の考察が必要となろう。

五代後漢の武臣と文臣との対立に乗じて建国された後周政權の支柱は、前朝の侍衛軍であった。しかし、その帝權に対する背叛的動向が、周祖郭威の死去を好機として南侵してきた北漢軍との戦（高平の戦）に露呈した。ここに、帝權倒壞の危機が予想され、世宗による禁軍改革の所以があった。改革の第一は、その高平戦の継続されている顯徳元年三月に敢行された。即ち、侍衛軍將校の処刑とその遷補である。高平戦で周軍三陣中の一陣を担っていた侍衛馬、歩兩軍の各都指揮使樊愛能、何徽等は、北漢軍と鋒を交えることなく、数千の兵を帥い控弦露刃し兵糧を剽掠して敵軍に降ったが、やがて周軍に利あるとみるや、彼等は味方の陣列に復してきた。この侍衛軍將帥のように、臨戦

を私慾充足の好機とすることは、唐末五代を通じて常態化した現象であつた。五代の各君主にとって、禁軍將兵の志氣高揚と帝権への忠誠確保のため特に臨戦時には俸錢の給与に極力意を払うことが帝権維持への捷徑であつた。従つて、周軍の中に絶対的多数を占める侍衛軍が帝権の維持に最大の隘路となるものと危惧した世宗は、馬・歩兩軍の將帥を初めとする七十余人の將校を処刑し数十人を遷補した。この措置は、その七ヶ月後に行なわれた改組、即ち侍衛司の一般兵卒を強弱を以て簡別して、財政難の打開と侍衛軍に対する帝権の浸透とを図つた改革と、不可分の關係にある。この二つの改革の間に要した七ヶ月の期間は、後者の改革に要求される世宗帝権の欠如を示すものである。つまり、それは当時の政権が、普通「国は將に擅にされ、將は兵に擅にされ、兵は驕りて帥を逐い、帥は驕りて上に叛く」と言われているように、一般驕兵の向背に依存していたからである。そして、皇帝といえども容喙できない彼等の婚姻を以て血縁的な連帶感をもつ世襲的で閉鎖的な徒党性は、そのエネルギーであつた。

ところで、第一の改革に際して、新たに除授された武將のうち、龍捷の各左右廂の都指揮使に充てられた前帝郭威の親將（股肱）等がいた。<sup>(4)</sup>その除授は、彼等が高平戦で帝権に絶対的な忠誠を堅持し周軍を勝利させた殿前軍將校であつた為であり、この諸廂主帥が侍衛軍の中で發揮する機能の重要性が知られるので、ここで侍衛軍の統轄構造を述べておく。侍衛司には、その長に都指揮使を有つ馬軍と歩軍があり、その中心的な軍額は、騎軍の「龍捷」と歩軍の「虎捷」である。そして両者は各々、左右兩廂を持ち、その各廂に少なくとも五軍が属する。<sup>(5)</sup>その構成を宋史<sup>卷一</sup>職官志侍衛司の条に従ひ図示すると次の通りである。（一）内は、各主帥、副帥等を示す。

馬・歩軍（都指揮使）——廂（都指揮使）——軍（都指揮使）——指揮（指揮使）——都（軍使、副兵馬使、十將、都虞候）——副指揮使（將虞將、承局、押官）

つまり、新たに周祖の親將の任命された諸廂主帥は、各馬歩兩軍の都指揮使と「軍」以下の諸將との間に位置づけ

られ、侍衛軍の機能を制する職掌であり、世宗も、彼等を諸廂主帥に起用し侍衛軍將兵の世宗への隷属性を期待したのであろう。この構造は、後述する殿前軍のものと同じである。後周でも、原則として、この侍衛軍全体を樞密院の下で総管し、兵籍、訓練、遷補、賞罰等の事務を管掌するのが、侍衛馬歩軍都指揮使、同副都指揮使、同都虞候の將領である。この度の更迭で、当馬歩軍都指揮使には、前帝郭威の甥李重進が同都虞候より昇格した（宋史卷四八）。  
（四周三臣伝）

これより半年あとに、侍衛軍兵卒間の徒党性の破壊とともに行なわれたのが、殿前軍の強化拡充である。この改革に、堀、菊地両氏は、殿前司の制度的成立、即ちその実戦部隊としての禁軍の確立を求められ、従来の殿前軍の性格を皇帝と將領の厮養人的私僕的なものとされている。この改革を示す史料は、堀、菊地両氏も既に示しておられる五代会要卷一二京城諸軍周世宗顯徳元年十月の条にある次の註記等である。

先是、上按于高平、觀其退縮、慨然有懲革之意、又以驍勇之士多為外諸候所占、于是召募天下豪傑、不以草沢為阻、進闕下、躬親試閱、選武芸超絶及有身首者、分署殿前諸班、因有散員、散指揮使、内殿直、散都頭、鉄騎、控鶴之号、

しかし、以下の行論のうちに明らかになるように、この改革以前にも殿前軍は、禁軍として確立されていたのである。その性格を知る手がかりを、註(4)に言及した殿前軍武將のもつ職掌に求めてみよう。即ち、殿前都虞候、散員都指揮使、散指揮使都指揮使、控鶴左廂第一都指揮使等は、宋朝殿前司の総帥及びその指揮官を表わす呼称である。従って、右の五代会要等に伝えられる散員、散指揮使を検討してみると、宋史兵志一建隆以来之制騎軍の条に、

散員、左右班四、周制、招置諸州豪傑、立散指揮、散都頭、散祗候凡十二班。

とあり、散員は、左右班四を持つ殿前諸班を構成する騎軍であることがわかり、また右記にある「凡十二班」は、同

条にまた「散指揮（周では使の字を付ける）、左右班四」、「散祗候、左右班二」、「散都頭、左右班二」とあるに符合する。かくて散員都指揮使は、散員の持つ左右四班の主帥であることが明確になった。これは、前掲の宋史職官志殿前司騎軍の条に、

諸班有都都虞候、指揮使、都軍使、都知、副都知、押官、

とあるように、宋朝の殿前諸班のもつ都虞候以下の指揮官によっても明らかである。従って、世宗の改革以前にも、禁軍として都指揮使を主帥とする殿前騎軍の散員、散指揮使の存在が認められた。また、前掲の五代会要にある「内殿直」と右の宋史兵志の伝える「東西班」に関しても、宋史卷二五〇王審琦伝に、

（後）漢乾祐初、隸周祖帳下、性純謹、甚親任之、中略、（周）広順中、歴東西班行首、内殿直都知、鉄騎指揮使、從世宗征劉崇（北漢）、力戰有功、遷東西班都虞候、云々

とあるように、周太祖の親将王審琦が歴任している内殿直都知、東西班都虞候によって世宗の改革以前にも両者は存在していたことが知られた。また殿前諸軍についても、註(4)の表にある趙弘殷の「鉄騎（某廂）第一都指揮使」、趙晁の「控鶴左廂第一軍都指揮使」、前記した王審琦の「鉄騎指揮使」等により、先述した侍衛司の龍捷等の統轄構造と同じく、鉄騎のそれが、廂—軍—指揮という指揮体系を持っていることを表わすものである。

さて、宋代の殿前司は、樞密院の権限に属し兵卒の訓練、遷補、賞罰等を掌り、その事務処理機関として、殿前都指揮使を長官とする殿前都指揮使司と、これに属しその長官に同都虞候を戴き独立した同都虞候使司とがあり、当該司の事務を管掌するメカニズムを持っていた。ところで、高平戦における四千人以上の兵員数と北宋太祖、殿前都指揮使張永徳、同都虞候韓令坤等による三万余をもつ北漢軍の撃退、更に先に確認された殿前諸班、諸軍の統轄機構

の存在は、世宗の治世以前においても、殿前司が、皇帝や将領の私的侍従兵なる性格を清算して、宋代の殿前司と同質に機能する事務機関をもつ軍隊機構であったことを示すものであらう。殿前司の發揮するこのような軍事機能の故にこそ、その総帥殿前都指揮使李重進は、周太祖の死去に伴い私利を求めて奔走する禁軍兵士を静めるべく、周祖の養子世宗と「君臣の分」を設定され、世宗の皇帝即位を囑されたのである（通鑑卷二九一）。

筆者は、世宗の殿前軍改革を意図しながら、殿前軍が禁軍として既に太祖郭威の治世に確立されていたことを論証するに終ってしまった。しかし、その殿前軍は、世宗の改革によってさらに拡大強化された軍隊となったであろうことは明白であるので、その改革に関しては省略する。周世宗は、後世の史家によって五代における最大の名君であると称賛されているが、彼の業績の基幹となったのは、本章で詳述された禁軍であり、そしてまたその禁軍は、趙宋によって周朝を覆顛するに使われた軍隊でもあったのである。

## 二 陳橋の変における周朝篡奪軍の構成

この節で筆者は、前節で考察した後周禁軍に擁立された宋太祖趙匡胤が、その麾下に如何なる性格の禁軍を収めていたかを検討して、その後における趙宋の禁軍対策に対する論述の手がかりにする。

趙匡胤の占める殿前都点檢という地位は、殿前軍を指揮統轄しその軍政、軍事務を管掌する最高指揮官であり、就中、殿前諸班を將いる天子扈從部隊の隊長として天子に直結する責務のため、皇帝と樞密院の支配下にありながら、侍衛軍を含む禁軍全体をその職権下に服属させ、そして出陣の際には、兵卒の多寡、親疎の別による将校の人事、将兵への恩賞、戦陣における作戰等の決定を自由に裁量できる強権を保有するに至ったものと考えられる。世宗の歿後

に恭帝が即位すると即座に、趙宋は、周朝の篡奪を謀り始めた。まず侍衛軍都指揮使李重進を、世宗の新たに平定した揚州に遠ざけた。彼は、周太祖の甥で、世宗の即位が彼の統べる殿前軍の擁護によって初めて実現したように、極めて高い軍統率能力を持っていた。彼は、世宗の治世中侍衛軍総帥として全国を転戦したが、そのため当該軍の諸武将にその統轄機構を通じて固い人格的紐帯を築いていたものと推測される。また太祖郭威の股肱韓令坤は、世宗の侍衛軍改革で、その帝権への隸属を確保すべく殿前都虞候から龍捷左廂の副帥・主帥に起用され、そして恭帝の即位した時には、侍衛馬歩軍都虞候として周朝禁軍の枢要な地位にあった。しかし、趙宋にとって幸いなことには、彼はこの時には、その年の三月に世宗に従い北辺の戦陣に臨んで以来、当地に残留していた。また、侍衛軍の約四分の一を掌握指揮する虎捷右廂の主帥陸万有は、恭帝即位後、安州防御使出された。彼は、周祖郭威の起兵に預った功を以って散員都指揮使の重職を占め、その後、殿前・侍衛両司の要職を歴任しており、反趙宋分子として目されていたからであろう。また一方では、趙宋は地方に駐留していた趙匡胤の親將を中央に召還している。例えば、太祖不軌実現のため、陳橋から本隊とは一足さきに帰還し周朝執政の帰趨を決定させた潘美は、恭帝即位の前には、西事経度のため永興軍―現在の西安市―にその屯兵を護っていた武將である。このように、かねてから趙匡胤推戴を準備し機熟するのを焦慮していた趙宋は、或は国家の非常事態をひきおこし民心の統一と禁軍指揮の趙匡胤下への集結を謀るため、或はそれに預る將兵に与える恩賞の確保のためにも、契丹の人寇という虚報を作為した。まず政權交替に際し禁軍將兵間の利害衝突を避けるべく顯德七（九六〇）年―建隆元年―正月壬寅―三日―に、周朝の寵臣、殿前副都点檢・慕容延釗に若干の兵士を率い出陣させた。そしてその翌日癸卯に、彼等篡奪者達は、本隊を率いて出発したが、早くもその夕刻には京師近郊の陳橋駅に留まり、太祖推戴の策謀、即ち兵士の煽動にとりかかっていたのである。これを、所



謂「陳橋の変」という。その中心的な人物は、新政権下で枢密承旨、枢密副使となる都押衙李处耘、同じく枢密副

表1 後周篡奪軍を構成する主な武将とその職掌

| 班                                     |                                          | 太祖の側近                    |                              |               |              |                 | 人名          |
|---------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------|------------------------------|---------------|--------------|-----------------|-------------|
| 李漢超                                   | 馬仁瑀                                      | 王彥昇                      | 李处耘                          | 潘美            | 太宗           | 趙普              | 陳橋の変の際の職掌   |
| 殿前諸班の都虞候                              | 内殿直都虞候                                   | 散員都指揮使                   | 都押衙                          | 客省使           | 内殿祗候供奉官都知    | 宋州節度掌書記         |             |
| 散指揮都指揮使<br>○ 控鶴左廂都指揮使<br>齋州防禦使兼閩南兵馬都監 | 散員都指揮使 鉄騎右廂都指使<br>龍捷左廂都指揮使<br>○ 虎捷左廂都指揮使 | 鉄騎左相都指揮使<br>唐州団練使(唐州の長官) | ○ 客省使兼枢密承旨<br>○ 宣徽北院使<br>知楊州 | ○ 客省使         | 殿前都虞候 開封尹    | ○ 枢密直学士 枢密副使    | 建隆元年・同二年の職掌 |
| 宋史卷二七三<br>註(10)                       | 宋史卷二七三                                   | 宋史卷二五十五                  | 宋史卷二五七                       | 名臣碑琬琰之集一 註(8) | 長編卷一、卷二 註(1) | 宋史卷二五六<br>註(22) | 出典          |

| 殿 前 諸 軍       |                                |                                      |                                        | 殿 前 諸                                    |                                         |                                                  |
|---------------|--------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 党 進           | 劉延讓                            | 馬全義                                  | 韓重贇                                    | 崔彥進                                      | 張廷翰                                     | 羅彥瓌                                              |
| 都虞候<br>鐵騎某廂某軍 | 都虞候<br>鐵騎右廂都指揮使                | 都虞候<br>鐵騎左廂第二軍都指揮使                   | 都虞候<br>控鶴某廂某軍都指揮使                      | 都虞候<br>東西班都指揮使                           | 都虞候<br>散都頭                              | 都虞候<br>散指揮                                       |
| 虎捷右廂都指揮使      | 本軍都指揮使 馬步軍副都軍頭<br>侍衛馬軍都指揮使 (表) | 龍捷左廂都指揮使<br>龍捷右廂都指揮使<br>侍衛馬軍都指揮使 (表) | 龍捷左廂都指揮使 (表)<br>殿前都指揮使 (表)<br>侍衛馬軍都指揮使 | 龍捷右廂都指揮使 (表)<br>侍衛步軍都指揮使 (表)<br>虎捷右廂都指揮使 | 龍捷左廂都指揮使 (表)<br>鐵騎左廂第二軍都指揮使<br>控鶴左廂都指揮使 | 控鶴左廂都指揮使 (表)<br>侍衛步軍都指揮使 (表)<br>彰德軍節度<br>内外馬軍都軍頭 |
| 宋史卷二六十一註(1)   | 宋史卷二五九                         | 宋史卷二七八                               | 宋史卷二五九註(1)                             | 宋史卷二五九                                   | 宋史卷二五九                                  | 宋史卷二五十                                           |

**備考** 右表中、職掌の右肩に付せる①、②は、各々建隆元年、李筠、李重進討伐に従軍せるを示す。劉延讓の「延」は宋史には「廷」に作るが、太宗皇帝実録卷四十二雍熙四年九月丙午の条により改めた。また右の武將の外にも、宋史列伝によると、「宋初」即ち建隆元年前後の職掌から判断して、太祖を推戴したと思われる武將がいるが割愛した。例えば、楊信、劉遇、李漢忠、李漢瓊（以上宋史卷二六〇）、張瓊（同書卷三五九）、李進卿（同書卷二七三）等である。

使、正使、宰相を歴任して北宋随一の権臣となった趙普、そして第二代皇帝太宗等であった（宋史李昉傳）。主な謀叛者とその職掌及び彼等の宋建国後における二年間の職掌を表1に示し、趙匡胤指揮下の禁軍の構成を明らかにしてみよう。

まず、太宗は宮中に祇候する近侍官である。王彦昇は、京師に帰還した直後、太祖受禪に対し帰趨に迷った侍衛馬歩軍副都指揮使・韓通を殺害した武將で、殿前散員隊を帥いていた。馬仁瑀、羅彥瓊、張廷翰は、各々内殿直、散指揮、散都頭の一班の主帥として、その班の兵士を指揮していた。そして表では、崔彥進が東西班の主帥都指揮使として、太祖を推戴した武將であるとされているが、宋史卷二五九の崔彥進伝には、

顯德初、為控鶴指揮使、從征淮南、以功遷散員都虞候、從平瓦橋關、改東西班（都）指揮使、領昭州刺史、宋初、改控鶴右廂（都）指揮使、領果州團練使、征李筠為先鋒部署、以功遷常州防禦使、從平李重進、改虎捷右廂、建隆二年、遷侍衛馬歩軍都指揮使、領武信軍節度（使）、云々

とある如く、崔彥進が太祖推戴に預ったという記載はないのである。しかし筆者は彼をあえてそれに加わっているものとした。それは「宋初」の限定している時間による。「宋初」なる語は、漠然と所謂宋の初期を意味するが、本小論に引用する「宋史」記載に関する限り、太祖の即位した建隆元（九六〇）年である。例えば、「楊信、中略、（周）顯德中、隸太祖（趙匡胤）麾下為裨校、宋初、權内外馬歩軍副都軍頭、建隆二年、領賀州刺史」（宋史卷二六〇）とあり、「宋初」は建隆二年を含まず、全く別に限定された時間帯を示している。即ち、それは北宋太祖の即位した建隆元年でなければならぬ。<sup>(9)</sup>従ってこのことが、崔彥進伝に伝えられる彼の武職と位階に、「宋初」の前後では極めて短時間でありながら質的な差異が認められる所以である。<sup>(10)</sup>即ち、東西班都指揮使領昭州刺史を以て任命し、「宋初」の建隆元

年に李筠、李重進を討伐した功績により、その翌年の建隆二年には侍衛歩軍司の長官、侍衛歩軍都指揮使（領武信軍節度使）に拔擢されたのである。また殿前諸軍も、騎軍の鉄騎右廂主帥の劉廷讓、同左廂第一軍の主帥馬全義、歩軍は、控鶴某廂某軍の主帥韓令贊等<sup>(11)</sup>によって構成されていた。しかしながら、表に記さなかった殿前散祗候を初めとする諸班、諸軍は、或は黃河を渡っていた殿前副都点檢慕容延釗の下に在ったとも考えられる。

以上本節の論述を要約すると、史料に徴される範囲では趙匡胤麾下の軍勢は、殿前軍の大半であり、侍衛軍は全然含まれていないことが明らかになったのであるが、侍衛軍は、揚州の侍衛馬歩軍都指揮使李重進の帳下に在ったのであろうか。この侍衛軍の動向は、新政権の死命を制する重大な問題である。

### 三 趙宋政権の禁軍改革

陳橋において、太祖趙匡胤が大半の殿前軍兵士を掌握指揮していたとは言え、それは前朝皇帝の宿衛屬従部隊を中核とする軍隊であった。また、世宗の治世中太祖郭威の股肱に統率されていた侍衛軍は、趙匡胤の直接関与できない軍組織であり、その総帥李重進は、いち早く揚州で趙宋政権の創業に叛旗を翻した。新政権にとって、このように複数化した指揮権下に在る後周禁軍に如何にして宋帝権の貫徹した禁軍に再統合するかが最大の課題となった。その解決策の第一段階を画するものが、新皇帝の生命の安全を図る宿衛部隊の新設である。それに次ぐのが、侍衛軍の改編であった。この改編に、前節で考察した太祖推戴の諸將が決定的な貢献をすることになる。

#### (一) 天子宿衛部隊の新設

宋史兵志一建隆以来之制 騎軍の条に、殿前指揮使を次のように説明している。

殿前指揮使、左右班二、宋初、以旧府親從帶甲之士及諸班、軍騎中、選武芸絶倫者充。

ここに言う「宋初」は、建隆元年であり、この騎軍「殿前指揮使」が、皇帝の宿衛扈從部隊である。即ち、太祖はこれを即位と同時に組織して、それに太祖と固く人格的に結合していた親從の兵士と前朝の殿前諸班、<sup>(13)</sup>諸軍の騎兵の中から抽取した武芸絶倫なる者を以って充て、その帝権への忠誠を絶対的に確保せんとしたのである。一方、この殿前指揮使の設置は、前朝の諸班、諸軍の戦闘力の低下をもたらしたことは言うまでもない。

同じく皇帝の生命を守る歩軍の御龍直が設置された。これは一般に他の諸直に合わせて、殿前諸直或は単に諸直と呼ばれるものである。その軍額については、宋史卷一六八職官志殿前司歩軍の条に、

歩軍有御龍直、骨朵子直、弓箭直、弩直及天武以下諸軍指揮。

とあり、御龍直以下の四直<sup>(14)</sup>及び天武以下の諸軍指揮であり、続いて本条に、諸直の指揮官として、これら四直を一括して統べる四直都虞候及びその隸属下の各直にある都虞候以下の武職の序列を伝えている。この宋史職官志に挙げる歩軍の御龍諸直とその指揮官は、これらの諸直が、前朝からの騎軍である殿前諸班とは別の成立過程を持ち、またその設置も、宋以後であることを示すものである。

そこで、諸直の設置時期を考えてみる。前掲した宋史兵志歩軍の条に、御龍直の構成及び改称を記して、

御龍直、左右二、旧号簇御直、太平興国二年、改爲簇御龍直、後改今名。

とあり、この改称のうち、太宗太平興国二（九七七）年の場合には、同書同志に宋代兵政一般を概観した条によると、

太平興国二年詔、改簇御馬直曰簇御龍直。

とあり、同じ宋史兵志の中でも、その表現には、記載の個所により差異が認められるが、それは、御龍直に対する太

平興國二年以前の呼称に關してである。即ち、それを、前者は箭御直とし、後者は簇御馬直とする。後者の文字「馬」に従うと、歩軍の御龍直は騎軍を意味することになる。しかし、太祖の旧府に属し太祖と強固に人情的に結びつき推戴の功を以て御馬（直の闕か）軍使に遷った田重進が、そのあと控鶴指揮使、天武左廂都指揮使、侍衛歩軍都虞候、同歩軍都指揮使等と、<sup>(15)</sup>何れも殿前司、侍衛司の中で歩軍を統率する枢要な地位を歴任している事実は、彼のもつ優れた歩兵能力の然らしむる所以であり、御馬（直）軍使は、歩軍を示すものであると判断した方が穩当であろう。従つて、筆者も宋史兵志の二個所にわたる太宗太平興國以後の記載が、御龍直を簇御龍直とし、それを前掲の宋史職官志も歩軍に分類していることを考慮して、それに対する太平興國二年以前の呼称如何を問わず、「簇御馬直」を歩軍の御龍直とする。さて、この御龍直の設置は、右記した田重進の列伝——宋史卷二六〇——に「隸太祖麾下。從征契丹至陳橋、還遷御馬（直）軍使、」とある記事によつて、太祖即位の直後であることが認められる。この御龍直は、皇帝の護衛をその専務とするため、武芸絶優なること他の追隨を許さず、また殿前諸班よりも特に優給されていた。<sup>(16)</sup>

初上圻偽置親兵習弓馬者百余輩、為川班内殿直、廩賜優給与御馬直等。於是郊礼畢行賞、上以御馬直扈從、特命增給錢人五千、而川班内殿直不得如例、乃相率擊登聞鼓院陳乞、云々<sup>(17)</sup>

即ち、御馬直——御龍直——の給錢は、その天子扈從を理由に、殿前諸班の内殿直兵士が羨望する程の高額であつた。そして、この太祖の言から察する所、趙宋は、霸業を遂げると同時に、前朝の内殿直などの殿前諸班を天子扈從宿衛の任務から解き一般禁軍に編入していることが想像される。それは、新政權がその樹立の直後に、新たに設置した天子宿衛をその責務とする騎軍の殿前指揮使、歩軍の——御馬直——御龍直のためであることは、言うまでもない。

(二) 殿前、侍衛兩司の改編

新政府は、殿前司や前朝軍帥の帳下に在った侍衛軍を宋朝のそれに改編するため、その一般兵士の強弱による簡別と補充増額を、李筠、李重進の平定された翌年、建隆二年五月に敢行した。長編卷二同年五月甲戌の条に、

令殿前、侍衛司及諸州長吏、閔所部兵、驍勇者升其籍、老弱怯懦者去之、初置剩員、以処退兵、

とある。この時の具体的措置は、侍衛司についてみると、次に挙げる宋史兵志侍衛司の騎軍、同じく歩軍の両条に伝える建隆二年の措置であるものと推定される、即ち、当時の中核的な騎軍「龍捷」については、

龍衛、旧号護聖、周、広順中、改龍捷、建隆二年、去揀衰老、以諸州所募精勁者補之、

とあり、また、歩軍の「虎捷」に関しては、

神衛、(後)晋曰奉国軍、周改虎捷、建隆二年、揀閔諸州所募禁軍增補、中略、宋初、指揮四十八、云々

とあるこの二つの記載である。この措置が、建隆二年五月に行なわれたことに決定的な意義がある。即ち、前朝の軍事力による新政府は不安定であり、この時までに一般兵士を強弱を以て簡別できる能力をまだ持たず、後述のように、侍衛司の武將を遷補し、李筠及び李重進を潰滅させたその翌年に初めて実現されたのである。それは、この侍衛司の兵員数が、宋初の建隆元年に「虎捷」の保持する四十八指揮即ち約二万四千人<sup>(18)</sup>という員数により、五万人前後に達していたと考えられ、従って、国家財政のそれに対する負担は実に莫大であり、更に侍衛軍の趙宋新政府に与える脅威にも甚大なものがあつたからである。かくて、この度の侍衛司の改編が、前朝から侍衛軍兵士のもつ徒党的連帯感の粉碎と宋朝による新たな統率指揮の確立及び軍事費の削減とをその目的とするものであつたことは、容易に察することができる。この目的は、太祖の即位と同時に、太祖推戴の諸將の起用を以て推進されていた。それは表一に列挙せる彼等の職掌によって、自ら明白になると思われる。即ち、太祖即位の直後、彼等は宋代三衛の長官である各都指

揮使の下に隸する諸廂の主帥を独占したのである。例えば、龍捷左廂の韓重贇、同右廂の劉延讓、虎捷左廂の馬仁瑀は、何れも太祖推戴の功將であった。特に注目されることは、彼等の起用とともに行なわれた侍衛司騎軍の約二分の一をその指揮下に収める龍捷左廂都指揮使の地位にあった祈廷訓の追放と彼等張本人達が李筠を沢州に討ち、また彼等の後任も李重進を平定していることである。そして、この一連の宋朝による軍事行動は、侍衛軍の四分の三を占める兵卒を、趙宋新政府が、既にその創業と同時に掌握していたことを表わすものであろう。<sup>(20)</sup>即ち、趙宋は五代の各君主擁立時における如き、兵卒の恩賞を以て天子推戴に狂奔する事態を惹起させないためにも、恐らくは侍衛軍兵士に多額の俸錢を賦与して、彼等の動揺を抑制しておき、そして翊戴の諸將を諸廂の主帥に起用したのであろう。この彼等の起用とその後に彼等の果たした職責は、新政府に甚大に掣肘を加える危惧を持っていた前朝軍帥の保有する一般兵士への指揮能力を遮断して、彼等の握兵權を麻痺させるといふ重大な使命を果たしたのであった。特に、崔彦進、劉延讓、韓重贇の昇格は、驚異的であり、建隆二年七月には、早くも、各々北宋三衙の長官に任命されたのである。<sup>(次項表Ⅱ)</sup>次に、対殿前司政策については、前掲した長編記載の建隆二年五月の記事以外に、政策をより具体的に示すものは史料的に確認されない。しかし、殿前司の場合でも、その左右廂の諸主帥は謀叛に与した武將に占められている。まず、騎軍の鉄騎左廂主帥の王彦昇は、建隆元年四月、唐州団練使に藩された<sup>(長編卷一)</sup>。同右廂の主帥は、李筠平定の前に、前記の馬仁瑀が認められるのみであるが、当廂の兵卒は、前述の劉延讓がその主帥を以て推戴しており、趙宋の支配下におかれていたと思われる。また、控鶴左廂の主帥には、順次、羅彦瓌、馬全義、李漢超、張廷翰が任命され、李筠、李重進を討伐しており、羅彦瓌は、李筠平定直後、趙彦徵に代り侍衛歩軍都指揮使に起用された。次に、同右廂には、前述した崔彦進がその主帥に拔擢され、彼は同じく李筠、李重進の二大反趙宋軍事勢力の鎮



定に従軍しているのである。

(三) 北宋三衛の

成立

宋代の禁軍機

構は、唐末以来

の中原王朝が主

に軍事力によつ

て興亡したその

遺産である。そ

してその三衛

も、後周との政

権交替を以て成

立した。侍衛司

が、樞密院に属

し、馬軍司、歩軍

司に分割され、

殿前司とともに

表Ⅱ 侍衛、殿前司の長官任免表

| 總帥名     | 殿前司 |      |      |      | 侍衛司    |        |      |        |
|---------|-----|------|------|------|--------|--------|------|--------|
|         | 都虞候 | 都指揮使 | 副都点檢 | 都点檢  | 歩軍都指揮使 | 馬軍都指揮使 | 同都虞候 | 同副都指揮使 |
| 周顯德六年末  | 王審琦 | 石守信  | 慕容延釗 | 太祖   | 張令鐸    | 高懷德    | 韓令坤  | 韓通     |
| 宋建隆元年正月 | ※太宗 | 王審琦  | 高懷德  | 慕容延釗 | 趙彥微    | 張光翰    | 張令鐸  | 石守信    |
| 同年秋七月   | ※太宗 | 王審琦  | 高懷德  | 慕容延釗 | ※羅彥瓌   | ※韓重贇   | 張令鐸  | 石守信    |
| 同二年三月   | ※太宗 | 王審琦  | 高懷德  | —    | ※羅彥瓌   | ※韓重贇   | 張令鐸  | —      |
| 同年秋七月   | ※張瓊 | ※韓重贇 | —    | —    | ※崔彥進   | ※劉延讓   | —    | —      |

備考 人名欄の「—」はその職掌の廃止に因り任命されなかったことを示す。尚、※印は太祖推戴の加担者を示す。本表は、註(2)に挙げた聶氏の論文中にある表を借用したものである。

に、都指揮使を各々その長官として軍事務を処理する独立した機関を持つに至ったのは前朝の諸軍帥と趙宋とが執行した握兵権の濃淡と不可分の関係にある。この動きを表Ⅱを基にして述べておく。

前項で、建隆元年に殿前、侍衛司の諸廂主帥が、陳橋で趙匡胤を推戴した諸將に独占されていることを指摘したが、この事実が、就中、前朝軍帥が握兵の職務から放逐されそして侍衛司が両司に分離された支配的な要因であった。即ち前述の通り、李筠討伐後、韓重贇と羅彥瓌が、各々、両司の長官―都指揮使―に起用されたが、この起用が、侍衛司における前朝の諸軍帥、韓令坤、石守信、張令鐸の握兵権を決定的に形骸化させたのである。次に殿前司についてみると、趙匡胤の即位により、殿前都点檢、同副都点檢は、各々、慕容延釗、高懷徳が昇格されたが、彼等は契丹侵寇の報の下に北辺の地に駐屯しており、また二人の指揮する殿前司の兵士も、第二節で述べたように、極めて少なく、更に諸廂の主帥も太祖推戴の諸將に掌握されているので、彼等二人の趙宋に与える脅威は微々たるものでしかなかったのである。更に殿前都指揮使は、太祖即位の直後、前朝軍帥王審琦が任命されたが、太祖推戴の諸將や新設の殿前指揮使、御龍直が前朝の軍帥に配属されることはまず考えらず、王審琦の握兵権も、ほぼ有名無実なものとして化していたことになる。最後に問題となるのが、太祖の即位とともに、殿前都廣候となった太宗である。彼は、宋朝歴代の皇帝中、その明晰な頭脳と彼の実施し奏功したと言われる中央集権化政策とにより、最も称賛されている皇帝である。右のように、侍衛、殿前司の総領即ち前朝の諸軍帥とその握兵権下にある筈の諸將との人的紐帯関係の喪失を考えると、太宗こそが、実兄太祖の擁護下に在るとはいえ、機構上の枠を超えて両司の禁軍を指揮統御していたことが自ら明らかとなる。太宗は、兵卒の中で成長し、武技を生きる糧を得る唯一の手段とする武將として、宣祖趙弘殷（註(4)参照）、太祖趙匡胤及び周世宗に従い全国を転戦しており、北宋樹立の時には満二十才になっていた。そ

してその間、多岐にわたる禁軍の様態を悉く観察し、或は自らも戦陣を経験し驕兵統御の能力を修得したものと考えられる。<sup>(21)</sup>次に、後周政權算奪の中心的な立役者であったであろう趙普は、建隆元年八月、<sup>(22)</sup>沢州に趙宋の覇業に反対して挙兵した李筠を平定した直後に、枢密副使に就任した。この就任は、李筠平定の功を以て侍衛馬、歩軍都指揮使に韓重贍、羅彥瓌が、各々拔擢された時と大略符合する。そして、宋代三衙の握兵権は枢密院の軍令下に属するものであるから、枢密副使趙普が、大祖及び握兵権を司る前述の太宗とともに、前述の侍衛、殿前兩司の改編等を立案指令したことは、当然予想され、そしてその実現を待って更に、冷然と「杯酒釈兵権」を敢行したのであった。これは、既に述べたとおり建隆二年七月、本項で述べてきた周朝の諸軍帥を酒宴の席上で禁軍の総帥から追放した事件であるが、周恭帝の即位以来推進されていた後周篡奪の完了を画するものでもあった。かくて、この直後、太宗は宋朝初代の開封尹に就任し、殿前司、侍衛馬軍司、同歩軍司の長官には、悉く趙匡胤推戴の諸將が任命されたのである。これらの一連の軍帥の追放と任命が、所謂、北宋三衙の成立を物語るものである。

ところで、新政権の下で、その握兵権を執行する將帥——三衙の長官——の性格は、前朝までのそれとは、異質なものになっていた。即ち、禁軍將帥は、私兵の蓄養と彼等の護衛の保持を禁止されたこと（長編卷七太祖乾德四（九六六）年九月丁巳の条及び同書卷八同五年二月甲戌の条）、ある地位以上の將校は、彼等の掌る卒伍数を記した「挺」の携帯を強制されたことである（長編卷七太祖乾德四年八月己丑の条）。何れの五代王朝も、菊地氏も言われているように強豪藩鎮として武力を蓄養し地方に駐屯していた禁軍將帥に覆滅興起されたが、その最大の原因は、彼等が禁軍の籍に在る兵士と人情的或は任俠的紐帯を結び、或は私に裁量できる財源で私兵を蓄養し、禁軍内部に朝廷の干与できない閉鎖的で自律性を持つ軍団を築きあげており、それを基軸として朝廷を凌駕できる軍勢を持つに至ると、一般兵士の、より確実な恩賞を与える將領が現われると即座に主帥を

取り替える性格を利用して、覇業を遂げたことにある。ところが、宋朝政府はその樹立直後において、私兵を蓄養する禁軍將帥を誅殺するだけの極めて強力な軍事力を持つに至っていた。その理由は、私兵を蓄養していた韓重贇の職歴（註(11)参照）を一瞥すれば、自ら明らかとなる。即ち太祖を受禪させた時、彼は私兵を持つだけの地位も能力もない一介の武將、即ち殿前諸軍の軍都指揮使（領虔州刺史）であった。趙宋政權の実現は、このような武將の持つ指揮の統合であり、これが後周までの天子推戴とは本質的に相違する方途であった。趙宋は、唐宋五代に展開された政權交替という歴史現象に学び、禁軍將帥から物的軍事手段を剝奪しそれによる彼等のセクシヨナリズムを払拭したのである。従って、三衙の長官の地位―官―節度使は、三衙の成立により、単なる武臣の高下、俸錢の多寡を示す位階となり下り、朝廷に給される俸禄以外にはその生活の糧を求め得られないメカニズムの中に埋没してしまっていたのである。<sup>(23)</sup>このメカニズムこそが、趙匡胤、趙普、太宗に策謀された禁軍指揮權の趙宋新政權下への集中、即ち、禁軍に対する単一で且つ独裁的支配者（＝皇帝）の創出であり、宋朝皇帝の独裁君主たる所以の基礎であったのである。

## 結 語

五代における随一の名君と言われた周世宗は、着実な禁軍改革を以て全国統一の実現を期待されながらも、彼の死去は、その政權を趙宋に篡奪されるという結果を齎した。その軍事力の要たるべき指揮權が、私的利害を求めて相拮抗する禁軍の將帥たちの複合体に掌握されていたからに外ならなかったからである。

趙宋政權の創業には、趙宋自身が周朝顛覆のエネルギーとして集結した殿前軍將兵の如く、帝權に対し恣意的な向背を持つ禁軍集団を粉碎し、全ての兵卒を皇帝の権力と權威の下に統一すること、換言すれば、禁軍に対する他の如

何なる將帥の私的専横をも排除し、禁軍に対する唯一の絶対的独裁者を創出することが至要とされていたのである。この目的完遂の起爆剤とされたのが、「陳橋の変」である。それに参画した殿前軍將兵にとって、その主謀者（太祖）は、宋代の士大夫が天子とか皇帝とか表現する「神聖な独裁者」の觀念はみじんもなく、単に、彼等の物的欲望を充足させる純然たる物的源泉の対象にすぎなかった。<sup>(24)</sup>しかし、趙宋にとつては、その將兵の執着する「觀念」を巧みに逆用して、前朝の禁軍を彼等の「主謀者」に単一に支配される禁軍に再編するという自律的、目的的画策を具体的に設定することができたのである。この一連の画策は、周恭帝の即位に始まり、その二年後の「杯酒釈兵權」を以て完了したのである。

ところで、この「杯酒釈兵權」については、「武臣權力の弱体化と皇帝のこの政策（杯酒釈兵權＝筆者）を支持代行了した行政幹部の強力な存在を予想させ」、宋史列伝に登載される「初期文臣を基軸として北宋朝の『中央集權』的文臣官僚制政策は実現された」<sup>(25)</sup>とする見解が行なわれている。この見解は、勿論、本稿で考察した「杯酒釈兵權」の意義及び趙宋の政權樹立に対する強力な意志を考慮されない所からくるものであろう。周藤吉之氏は、宋代における宰相、執政官の分析によって宋代官僚制の性格を或程度明らかにできるものとして、これらの官僚の文臣か武臣かの区別と彼等の出身地方とを求められている。<sup>(26)</sup>その研究の中で、北宋初期に執政官や三司使に任命されている武臣を多数摘出されている。そして、具体的に言えば、北宋国家機構の基礎を築き宋代の名君と評される太宗は、中書省と等しく、北宋權力の根幹であり、国政の二府と並称される樞密院の長官に、石熙載以外は全て武臣を任命しており、更にその傑出した才能と政治力を以て名声を博していた文臣寇準を差し置き、数才にして父を喪い叔父や魏仁浦―周の権臣―に養育されていた張遜を知樞密院事に起用しているのである。<sup>(27)</sup>従って、このような事実から、宋初期の權力者

は「武臣」を意図的に朝廷の権臣に登用していたとしか認めざるを得なくなる。特に太宗は、北宋中央集権政策を実現し宋朝の官僚支配国家を樹立したと言われているので、彼の実施した政策の具体的な究明については、就中、「武臣」に関する詳細な研究に俟つところ多いのではないかと考えられるのである。

## 注

(1) この点については以下の諸稿に明らかにされている。菊地英夫氏「唐宋五代史のとらえ方について」(世界史研究二八、山川出版社)、同氏「五代禁軍の地方屯駐について」(東洋史学一一)、羽生健一氏「五代の巡檢使に就いて」(東方学二七)、室永芳三氏「五代節度使府の糧料使について」(同二二)、同氏「五代三司軍將の名称と性格について」(長大史学八)、片山正毅氏「宋代幕職官の成立について」(東洋史学二七)。

(2) 放逐された軍帥は、第三節三項表Ⅱの建隆二年三月の段に列挙してある石守信、張令鐸、高懷德、王審琦である。この放逐が、酒宴の席上行なわれたので、「杯酒釈兵權」という。この際の具体的経過は、聶崇岐氏「論宋太祖收兵權」(燕京学报三四)、荒木敏一氏「宋太祖酒癖考」(史林三八—五)等にある。

(3) 堀氏「五代宋初における禁軍の発展」(東洋文化研究所紀要四)、菊地氏「五代禁軍における侍衛親軍司の成立」(史淵七〇)、同氏「五代後周における禁軍改革の背景―世宗軍制改革前史―」(東方学一六)、同氏「後周世宗の禁軍改革と宋初三衛の成立」(東洋史学二二)。なお、本稿は、筆者の修士論文(昭和四二年度)の一部を加筆訂正したものである。

(4) この除授を、冊府元龜卷一三八帝王部明賞二世宗顯德元年三月庚子の条、宋史列伝一〇慕容延釗伝、同書同卷韓令坤伝より、表にする。尚、本稿で皇帝(例えば周祖)の親將、股肱というのは、前掲の韓令坤伝に、「令坤、少隸周祖帳下、(周)広順初。歴鉄騎、散員都虞候、控鶴右(廂)第一軍都校領和州刺史、世宗即位、授殿前都虞候、俄賞高平之功、為龍捷左廂都虞候領容州団練使、進本廂都指揮使領泗州防御使」とある如く、韓令坤は、周祖郭威の帳下に属し彼と人情的紐帯を持ち、彼の即位(広順)以後、本文で述べる殿前司、侍衛司の要職を占めているが、皇帝とこのような関係にある武將を言う。

侍衛司諸廂主帥除授表

| 軍額 |   | 廂    |     | 武將名      |             | 旧武職名     |             |
|----|---|------|-----|----------|-------------|----------|-------------|
| 龍  | 捷 | 右    | 韓令坤 | 龍捷左廂都虞候  | 鐵騎某廂第一軍都指揮使 | 散指揮使都指揮使 | 控鶴左廂第一軍都指揮使 |
|    | 左 | 慕容延釗 |     |          |             |          |             |
| 捷  | 右 | 趙弘殷  | 趙晁  | 散指揮使都指揮使 | 鐵騎某廂第一軍都指揮使 | 散指揮使都指揮使 | 控鶴左廂第一軍都指揮使 |
|    | 左 | 慕容延釗 |     |          |             |          |             |
| 虎  | 捷 | 右    | 趙晁  | 龍捷左廂都虞候  | 鐵騎某廂第一軍都指揮使 | 散指揮使都指揮使 | 控鶴左廂第一軍都指揮使 |
|    | 左 | 慕容延釗 |     |          |             |          |             |

(5) 冊府元龜卷一二八帝王部明賞二周太祖廣順二年二月戊子の条。なお、本文中の宋史職官志によると、兩軍額の四廂を指揮する「四廂都指揮使」があるが、これは太宗朝以後のものである(統資治通鑑長編以下長編と略す)卷二九太宗端拱元年冬十月甲子の条)。

(6) 註(3)堀氏論文一一五頁。菊地氏「後周世宗の禁軍改革と宋初三衙の成立」の四五頁。なお、本文に引用した五代会要の記事と同じ内容を伝える史料に、冊府元龜卷一二四帝王部修武備周世宗顯德元年十月の条及び旧五代史一一四周世宗顯德元年十月己未の条がある。

(7) 高平戦で、趙匡胤と殿前都指揮使張永徳は各々二千人の兵士を帥いていた(資治通鑑以下通鑑と略す)卷二九一。

(8) 以上の周朝三臣と潘美については、宋史卷四八四李重進伝、註(4)の韓令坤伝(宋史卷二五二)、宋史卷二七一陸万有伝及び太宗皇帝実録卷三五雍熙三年三月丙寅の条、名臣碑伝琬琰之集卷一潘武惠公美伝による。

(9) 「宋初」の規定は、「宋史」はその列伝だけでなく、兵志その他でも同じである。例えば、第三節第一項の本文に引用する殿前指揮使の史料「宋史兵志」を参照。

(10) 李漢超を、その列伝では「宋初」殿前司総帥の一員「殿前都虞候」から「散指揮」の主帥になっているにも拘らず、謀叛者としている理由は、宋史李处耘伝の中における謀叛者としての記載と彼の「宋初」における新政府への積極的加担の事実(宋史列伝)に因る。そして、右の格下げは、右記のような彼の功績によって不適当であるので、表のように改めた。

(11) 陳橋の変では、韓重賁の「控鶴軍都指揮使領虔州刺史」は、「軍」が左右廂を構成する組織上の名称で「都指揮使」がその「軍」の主帥でもあること、彼の位階「領虔州刺史」が、本文中の控鶴左廂の主帥崔彥進の位階「領果州团練使」よりも下

位であることにより、表のように改めた。また党進の場合でも、「宋初」には、「鉄騎軍都校（都指揮使）領欽州刺史」であるに因る。

- (12) 諸班の構成は、散員四班、散指揮四班、散都頭二班、散祗候二班、内殿直四班、東西班で、このうち、趙宋の麾下には、陳橋の変の時の職掌と建隆元年の都指揮使、都虞候の除授（表Ⅰ）から、散員、散指揮の各四班、散都頭、内殿直の各一班及東西班があったと思われるからである。

- (13) 「旧府親從帶甲之士」とは、武勇に秀れて周朝の治世に太祖趙匡胤に隸して、太祖と人格的仁俠的結合をもつ武將である。例えば、米信（宋史卷二六〇）は、「太祖」即位に及び、殿前指揮使に補さ」れている。なお、この殿前指揮使は周朝にもあったが、それは未だ制度化されていない皇帝の私的なものと思われ、他の諸班よりも低位のものであった（通鑑卷二九一殿前右番行首馬全義の胡註）。

- (14) この四直の成立は、宋朝であつた。宋史兵志の歩軍の条に、「御龍弓箭直、五、選天武諸軍材貌魁傑者充」とある「天武」が、太宗太平興國二年に従来の殿前司歩軍の「控鶴」を改称したものであるからである。

- (15) 太宗皇帝実録卷四三至道三年三月己丑朔の条にある田重進の記事。太祖の旧府の親將で宋初「建隆元年」に御馬直に遷った武將として、他に崔翰（宋史卷二六〇）、史珪（同書卷二七四）がある。なお本文中の宋史米信伝の「遷」の字は、太祖即位以前にも、その存在を示すが、天子の私的なものであったと思われる。

- (16) 長編卷五五真宗咸平六年九月の条によると、京師近郊の村民から選ばれた強壯分子三十人の中から、更に二人がその武芸絶優なるを以て御龍直に補されより多くの縉綬を与えられている。

- (17) 永樂大典卷二二三〇六太祖開寶四年一月壬戌の条、川班内殿直は本文中の宋史兵志殿前司騎軍の条にもある。

- (18) 樂全集卷二四論国計事の条に、「臣前在三司。勘会慶曆五（一〇四五）年禁軍之數。比景祐（一〇三四）三七」以前、増置禁軍八百六十余指揮、約四十有余万人」とあるにより、一指揮当り約五百人である。

- (19) 宋史卷二六一祈廷訓伝。これによると祈廷訓は、書計、騎射を善くする周祖郭威の親將であつた。

- (20) この根拠としては、揚州が契丹の如き外国の軍事的圧力を受ける地方でないこと、虎捷右廂の主帥の武將だけが、李重進平定以後における崔彦進の除授以外には、宋代の諸資料に散見されないこと、諸廂主帥の陸万有が恭帝以後に更迭されていること（第二節）による。李重進の先員数は、先に指摘した「虎捷」のもつ二万四千人の半分である。



(21) 宋史卷四及び長編卷二九太宗端拱元年春正月の条。なお、太宗の殿前都虞候の就任は、建隆元年春正月甲子(二四日、表Ⅱ、建隆元年正月の周軍帥の遷補は辛亥即ち一日である)以前(長編卷一)で、開封尹就任は、同二年七月壬午(「杯酒積兵權」の直後)である(長編卷二)。

(22) 宋史卷二二〇宰輔一、尚、趙普の年令は、太祖即位の時には満三十九才前後であった(宋史列伝卷二五二)。

(23) このメカニズムが節度使遙鎮化の実現であるが、それが中央禁軍の將帥から始まったのである。そしてこの実現が、栗原益男氏の「鉄券授現象からみる君臣關係について(1)、(2)」「史学雑誌六五・五、六」、「君臣間における鉄券誓約の内容について」(同七一・一七)の中で考察されている宋朝の授与する誓約の不履行を起因させたものである。

(24) 北宋太祖は、「誓諸將曰、汝自貪富貴、立我為天子、能從我命則可、不然、我不為若主矣。衆皆下馬曰、惟命是聽。」(長編卷一、建隆元年春正月癸卯の条)とある如く、太祖推戴を將兵が富貴獲得の手段としてしていることを是認している。

(25) 西川正夫氏「華北五代王朝の文臣官僚」(東洋文化研究所紀要二七、二二三頁及び二三三頁、昭和三七年)。

(26) 周藤氏「宋代官僚制と大土地所有、第三章宋代官僚制」(渡辺、平野、大塚責任編集「社会構成史体系」所収昭和三五年)。本文中の三司使の摘出は、同氏「北宋三司の性格」(同氏「宋代史研究」所収)による。西川氏の武臣に対する概念は、周藤氏のそれを踏襲されたものである。つまり武將、武臣を、ともに唐末五代の反中央集権的藩鎮的勢力とされている。しかし、一般に武臣は、文臣と対置された官制上の区分で、武將は個人の能力による分類である。なお、周藤氏の、前者の研究で、仁宗朝に文臣が宰相や執政官を独占した現象を以て文治主義支配の徹底的実現を求められる見解に対して一言しておく。西夏の建国に伴う西夏との軍事衝突、及びそれに乘じる契丹の強要する領土割譲など国際情勢の悪化、国内の大土地所有の進展とそれ起因する農民の疲弊と離農は、政府に軍事力の増強を余儀なくさせ、禁軍の兵員数は慶曆年間だけでも一挙に倍增し(宋史兵志一)、同じ期間に武臣の員数は、三班院在籍の下級武臣だけでも、約四千余員から六千五百余員に達した(長編卷一六三)。このように仁宗朝でも、国家の維持に軍隊と武臣の介入を許容しており、周藤氏の見解にはいささか疑問が残る。また衣川強氏が、その労作「宋代宰相考」(東洋史研究二四・四)で、右記のような政権の動態を加味されないまま、宋代初期の宰相をその歴任した中央政府機関の職掌に限定して分類されているのにも、俄に賛成しがたい。特に第三類乙(同書五九頁)とされる陳執中、龐籍の宰相への登用は、西夏と事を構えて重大化した陝西の軍事機関を管掌し軍事情勢の判断力とそれに対する発言力を有する人材が重要となったからに外ならない。

(27)

太宗は、太祖朝に次の政權を担うべくそれに必要な人材——卓絶した実務能力をもつ胥吏、武勇に秀れ兵卒統率能力をもつ武將、幹吏を以てきこえる文臣——を彼の身辺（藩邸及び開封府庁）に置いていたが、張遜もその一人であった（宋史卷二六八）。即位後に、彼は、武將と胥吏は武臣に登用し差遣を与え、その主なものとして、武將は禁軍の指揮官、地方長官（知州、武職の兼任）であり、後者は樞密院の長官、三司使等であった。これらの人名は、蔣復璁氏の「宋太宗晋邸幕府考」（大陸雜誌三〇—三三）に摘出されている。この宋朝初期における官僚登用の形態は、砺波護氏の「中世貴族の崩壊と辟召制——牛李の党争を手がかりに——」（東洋史研究二—二三）と「三司使の成立——唐宋の变革と使職——」（史林四四—四）に説かれる辟召制と同じものである。筆者は、砺波氏の唐宋の变革と官僚制に対する理解に若干の疑問をもつが、ここではこれ以上触れない。

(大学院生)